

AI時代の知的財産権検討会（第9回）議事要旨

日時：令和7年11月17日（月）10：00～12：00（オンライン開催）

議事：

- （1）本検討会において検討すべき課題について
- （2）その他

○適切な財産の保護と活用につながる透明性の確保のあり方として、任意のガイドラインによる取組を推進する可能性等について審議を行った。委員からの主な意見は以下のとおり。

- ・ファンデーションモデルを開発している企業という点、かなり絞られてくる。どれぐらいの範囲にするのか。EU法との連携を考えているかと思うが、EU法に関連するファンデーションモデルを提供している日本企業は非常に少ないと思い、その点も留意が必要。
- ・ガイドラインは任意に基づく誘導的なものと理解。遵守を十分に確保できるのか。国内企業ばかりが遵守を求められ、例えばメガプラットフォームは全く素通りしてしまう、あるいは一見守ったように見せかけてエクस्पラインで済ませてしまうというようなことにならないかが気になる。メガプラットフォームに対する実効性をどう守っていくかが重要。
- ・ガイドラインだけで果たして国内で危惧を表明している方々の安心に至るのかと考えたときに、例えば法的な措置もセットにできないか。少なくとも生成AIについては検索エンジンと同様の著作権法施行令第7条の4、あるいは施行規則だと4条の4～5辺りのペイウオールや「robots.txt」の遵守義務、すなわち、学習に対するオプトアウトを一定の枠内で、著作権法改正で取り入れるべきではないか。また、海賊版の学習についても、海外でも大きく問題視されたこともあり、検討を進めるべきではないか。
- ・同様に、ガイドラインを定める際には、例えば透明性遵守その他を表明しない海外企業などに国内、日本のAI法に基づく指導あるいは公表を直ちに実施するなど、ガイドラインの実効性を図る姿勢も重要。
- ・方向性自体には賛成。具体的に、どの範囲の事業者に対し、何をどこまで、誰に対して開示や情報共有することを求めるのかについて、解像度を高める議論が必要だということを前回申し上げたが、それがまさに今のプロセスにおいて実行されていることを高く評価したい。

- ・任意のガイドラインという方向性なので、実効性の問題はある。特にこれに応じないような事業者こそが、まさに何とか対処していかなければならない問題ある事業者だと思う。ただ、第一歩としては、ガイドラインを通じて、誰がきちんと対応して、誰が対応していないのかを可視化するという自体にも意味がある。もしガイドラインを運用してみて結果が不十分であれば、次のステップとして立法も含め検討するための立法事実となるだろう。
- ・まずは、できるだけ多くの主な事業者がガイドラインに則る形で開示、情報共有をしてくれるという実績を作っていくことが大事である。ガイドラインをどれだけ精緻に作り込んでも、実務的に誰も重視をしないという結果になってしまっては意味がない。事業者からすると営業秘密や競争上センシティブな情報、あるいは実務に過剰的な負荷がかかる情報開示はできるだけしたくないというニーズもあるため、あまり細かく網羅的で過剰な開示を求める方向性は望ましくない。フィージビリティとのバランスを考え、進めながら考えていくということも大事である。
- ・資料の開示事項案には「モデルのトレーニングプロセスの詳細」という記載もあるが、パラメーターなども含めて、どの程度の情報開示が求められるのかは事業者によってかなり受け止め方に違いがあり、粒度も含めて、共通認識を持っていく必要がある。
- ・ソフトローのメリットとして、重要度に応じてメリハリをうまくつけやすい点がある。特に強く求める事項とか、単に望ましいレベルの事項とか、例えば項目の重要度や対象事業者等の属性に応じて柔軟にレベル分けをするというのも発信方法の一案である。
- ・一口に情報共有といっても、ウェブサイト等を通じた対外的な公開を求めるレベルから、一定のステークホルダーに対する情報共有というレベル、さらには内部的な記録保持をまずは求めておいて、例えばAI法に基づく調査協力などがあれば、それに応じて当局に出すというレベルまで、様々なレベル感での情報共有方法があり、その辺りのメリハリをつけていくことも考えられる。
- ・プラットフォーマーとスタートアップを分けるべきというところが気になっている。方向性に関しては基本的には反対ではないが、全てを求められてしまうと、特に中小及びスタートアップ系の企業にとっては非常にハードルが高い。ガイドラインが形式上では任意という形にはなっているが、実際、義務化をされてくるといような前提になってくると思う。既に公開されているモデルを組み合わせ、さらに、自社の追加学習等を組み合わせることによってサービス化しているようなベンチャー企業も日本国内から出てきているが、そういった企業まで全て含まれてしまうと、なかなか重たい。

- ・AIも今はどうしても一部の大手のプラットフォーマーが中心のようなイメージになっているが、今後、多様な使われ方が入ってくるのは間違いなく、様々、スマートフォン上で簡単に動くようなアプリケーションの中にも入ってくるようになる。そういうものが将来的な新しい産業を見いだしたりする可能性が十分にあると思うので、そこまで全部を事業者とカウントするのはさすがにやり過ぎではないかと思う。プラットフォーマーとスタートアップの境界線のようなところの分け方を具体的な条件や文言等の中に含めていただきたい。
- ・プリンシプルを定めた上でコンプライ・オア・エクスプレインということで、一つのソフトローかと思うが、大変意義深いものではないかと思う。様々な事業者あるいは事業規模などもあるので、ある一定の、一つのプリンシプルだけではなく、階層化したり、段階化したり、あるいは選択的にしたりすることによってメリハリをつけ、柔軟性のある定め方もある。
- ・事業者に対し義務のような形にならないようにするにはいかにするかという点が課題。基本計画、骨子案の中では基本構想として、世界で最もAIを開発・活用したい国を目指すということでもあるので、いかにして、そのバランスを取っていくかということが重要。引き続き、丁寧に事業者の声を聞いていくということが必要。
- ・開示を求める側の主体と求められる側の主体はどのようなものが想定されるのか。求める側はいろいろな考え方があるかと思うが、求められる側は、国内の企業だけではなく、国外の企業も含まれると理解している。
- ・このガイドラインの実効性というものが本当に保たれるのかということが疑問。独占権、排他権もないような形で、任意の形でお金を払ったり開示したりしてしてくれることができるのか。特に外国企業の場合に、ガイドラインで開示させるような制度がほかの国にはないということもあって、結局、生真面目に守るのは日本の企業となるのではないか。
- ・コーポレートガバナンスの場合には、例えば投資家からの評価の低下や、場合によっては上場廃止のリスクにつながる可能性もあるという形での実務上のペナルティーも考えられるが、ガイドラインの場合に、遵守しないことによって、どのような制裁、ネガティブな点があるのか疑問に思う。
- ・EUのようにオプトアウト制度を設けて、例外を適用させないことで侵害というような形もあるのかもしれないが、我が国の基本思想として、世界で最もAIを開発・活用しやすい国を目指すということで、EUよりも非常に広い範囲で思想・感情の享受目的でないAI開発のための著作物利用については侵害の例外とするということを基本理念として掲げたということを考えるとオプトアウト制度を設けないほうがいいと思う。ガイドラインによる開示の実効性をどう保っていくのかということを懸念している。

- ・スタートアップ等の中小企業にとってはこういう、ディテールな公開義務を負担させることでかえって企業意欲がそがれるというようなことも懸念するところ。
- ・日本は「世界で最もAIを開発・活用しやすい国」を目指す基本構想を掲げ、著作権侵害の例外を広く導入するなど、先進的な制度設計を行ってきた。しかし、近年は開示義務や著作権者への対価還元スキームの導入など、制限的な方向へと傾きつつある点を懸念している。EUはオプトアウト制度や適用AIの限定など、より制限的な制度を採用しているが、TDM例外の導入においては日本の著作権法の先進性を反映したとされている。日本独自の開発環境を維持・強化することで、現在アメリカ離れが起こっているAI人材や企業の流入を促進すべきだと思う。
- ・コーポレートガバナンス・コードの海外企業（特に米国企業）による対応状況の調査が必要。日本のガバナンスコードは米国基準と類似しているため、一定の対応は可能。一方、汎用AIモデルのトレーニング内容の開示については、グローバルスタンダードが存在せず、開示義務のない米国と日本の基準が乖離している場合、米国企業に対してコンプライ・オア・エクスプレインを期待することは困難。
- ・透明性について規定することには賛成できない。権利者とか利用者保護の観点としてはすばらしいと思うが、我が国の技術保護の在り方みたいなところの考え方に関してはぜひ改めて議論させていただきたい。我が国の場合はスタートアップを中心に、今、基盤モデルの開発が進んでいるところもあり、大きな会社はそうになっているが、特にAI事業者の競争力やセキュリティを透明性の確保という名前でいろいろ開示しろという話は、そういう競争力やセキュリティといった部分を著しく損なう可能性があるのではないか。
- ・実効性の議論のところは疑問がある。この話は海外事業者が応じるとは正直思っていない。どれくらい応じるのかみたいな部分も、表面的に応じるのであれば、弊社もそのような形での対応というところになる。
- ・AI事業者ガイドラインもそうだが、ソフトローだという話は大変ありがたい部分もあるが、利点が全くないというところが気になっている。別に守っても守らなくても、本当に何もいいことも悪いことも多分ないのだろうとは思っており、守らないと政府調達から除外されるとか、守っていたら入札で加点されるとか、何かそういうものがあるのであればいいが、結局、国内事業者だけが真面目にこのガイドラインを守って、海外事業者が無視するみたいな状況において、我々がこれに従う利点は果たして何なのかが気にはなっている。

- ・ 権利者・利用者保護の観点でももちろん、トレーサビリティの確保みたいな部分というものは応じることはできると思うが、一方でコストもかかる部分があり、技術的な部分、本当に競争力に関わるようなところは開示できない。規制の話だけをしていても自分としては片手落ちだとは思っているので、インセンティブに当たる部分というところも設計していかないと結局、全体として意味のない議論に落ちるのではないのかなと思う。
- ・ ガイドライン遵守の実効性の問題が前面に出て、議論をするのは違和感がある。事務局案は、EUのものを下敷きにしているので、どうしてもEUの議論をイメージしながら議論をしてしまう。ただ、EUの場合も、著作権の遵守体制の確保だとか、透明性の確保義務であるとか開示義務の問題は、著作権法をはじめとする知的財産権法から直接出てくるわけではない。これらの義務は、事業者法と言って良いAI法から導かれるものであり、守らないとAI法に基づく課徴金が課せられるという形になっている。ところが、日本にはAI法に相当する事業者法はない。似ているのはAIの利活用促進法。AIの利活用促進法の中にも、国民も事業者も、みんな知的財産を尊重すべきであるとか、透明性の確保とかを、それぞれ定めている。ただ、それを守らなかった場合に、課徴金などの強力な制裁を課すようにはなっていない。つまり、EU的な遵守の実効性を議論するのであれば、知的財産権法の枠ではなくて、AI促進法の問題として議論をすべきだと思う。
- ・ 今、私たちはAI促進法のあるべき姿を議論しているわけではなく、あくまでAI促進法の枠の中でどうするのだという議論をしていると承知している。だとすると、EU的な遵守の実効性は、AI促進法自体がそういう話になっていないので、そもそも出てこないと思う。今議論しているのは、AI促進法の例えば3条4項とか7条に関して、具体的に事業者は何をやっていけば、その趣旨を体现できるのかを示していくことなのではないかと思う。海外の事業者の遵守の実効性という議論も出ているが、それは、ここでの議論の1階層、2階層上の、AI促進法のあり方の問題であるから、ここで議論するのは整合が難しい。議論してはいけないということを言っているのではないが、ここでできること、できないことを分けて議論をするほうがいい。
- ・ 権利者と事業者の向き合いという議論があり、それはそのとおりだと思う。だからこそ、利用者という視点を入れなければいけない。当事者同士にしたら、それは対立構造であり、どこまでも対立してしまう。米国などで、新しいビジネスモデルが出てきているのは、まさに利用してもらうという視点から考えたとき、事業者はどうか、権利者もどうやってライセンスをしていくかという議論になった結果である。利用者という視点を出していかないと、2者対立になってしまう。

- ・ 利用者が安心して利用する、利用するときにはいろいろな情報があると利用しやすくなるというようなことから、整理していくのであれば、そのために何が必要なのだろうかという議論ができるのではないかと思います。守らない人がいても、それは消費者により淘汰される、少なくとも今の枠組みは、そういうアプローチなのだと考えざるを得ない。
- ・ 利用者ということが全然出てこないで、財産の保護にかかる透明性を検討するということであると、ヨーロッパの形を受け過ぎているのではないか。日本風の取組という位置づけがあっている。
- ・ 事業者のレベルなどについてもいろいろな議論が出ているが、EUでも、厳しく求めているのは汎用モデルについてだけなので、それ以外のアプリケーションの部分は別だとすると、ここでの議論でも、いろいろな階層があっているのだろうと思う。もうちょっと丁寧にすべきなのではないのかなと思う。
- ・ 法律上問題があるので守るべきというものと、法律上の問題よりも、より安心して使ってもらうためにこうしたほうがいいのかと提案するところとを分ける、すなわち、べきのところと努めるところの書き分けも必要。
- ・ EUでは、汎用モデルに対する規制ですら、オープンソース等々の取組に対してはかなり除外があるはずなので、その辺も含めて、もう少しいろいろな形態について選択肢を分かりやすく示していくということが求められる。
- ・ オープンなLLMとかAIを開発している立場として、透明性を確保しようとするガイドラインを検討する方向性自体は賛成。ただ、日本が守りたいものに対してちゃんと実効性があるのかというものはやはり疑問を感じる。また、適用するAIの事業者範囲についてもちゃんとした検討は必要。
- ・ 高性能なAIを頑張って開発しようとしている日本の企業にとっては、やはり企業秘密のようなものを開示するように求めているような感じがしており、この情報は本当に開示できるのか、ガイドラインを定めることで日本国内のAI開発にブレーキがかからないのかというものは慎重に意見を聞いたほうがいい。
- ・ AIが学習するデータというものを自社でクロージングしている会社はあると思うが、データをつくるところから別の開発会社があって、そこから購入するとか、そこと一緒に協業しているような場合というものもあり得て、そのような場合、誰がデータの正当性に責任を持つのか、AI開発者や事業者は学習データの中身がどのくらい正当なものなのかということ、どのくらい詳細に知っておく必要があるのかというものは検討の余地がある。

- ・ 知的財産権保護のための措置として、AIの開発・学習等に含めたデータの活用に関しては他者の知的財産権を侵害しないことと書いてあり、AIの開発では著作権の例外規定をどうしても使う必要があるため、そういうAIの開発のために必要なところと、この知的財産権の侵害について、ここから先は許容できないというところを明確にしていく必要がある。
- ・ 漫画の海賊版などはふだんから大きく話題になる。出版社は取り締まっているが、ゲームなどの著作権違反は日本の出版社が取り締まることができていないというような状況になっている。アニメーションだったりとかゲームというものが様々なプラットフォームで自由につくれるようになったときに、上場もしていなかったりして、法務部とかも数人単位でやっているような日本の会社が、訴えられてから対応しようと思ってAIを開発しているアメリカや中国のプラットフォーマーと伍していくということではできないのではないか。基本的に著作権というものは、著作権を持っている人が訴えない限り、それぞれのプラットフォームを取り締まることができないわけであるが、警告を発するというだけで、訴えというものは起こしておらず、そのような訴えを起こしていくことは各出版社も業界団体も経験値や体力がないというのが現状。
- ・ 日本のコンテンツにフリーライドする売上げというものが、海賊版などとは比にならないレベルで、すごい勢いで増えていく。企業がここから数年で対応できるようになっていく可能性を考えられないときに、国として、海外のプラットフォーム、AIプラットフォームへの対策をどうしていくのか。
- ・ ガイドラインみたいなものは、日本の企業はしっかりと守る人たちが多くて、日本のAI開発の事業者にとってはあり得るルールだと思うが、海外の人たちを、このようなルールで防げるかという、初めから守る気がない人たちであれば防げない可能性がある。コンテンツに関しては、ガイドラインとは別に、例えば著作権者が訴えていなくても取り締まれるような仕組みをどうつくれるのかということを議論していかないと、AIが進んでいった中で日本のコンテンツというものが世界中のAIクリエイターによってフリーライドされ、5年後、10年後、せっかく日本のコンテンツエンタメ事業というものがすごい輸出産業になると言われているのが、フリーライドによって育ち切らないという可能性すら大きくなってきている。
- ・ 漫画の海賊版対策に、全力で取り組んできた身として、指摘はよく分かる。同時に、そういう効果についての方法論も随分と進化を遂げており、海外のドメイン管理団体の協力を取り付けるとか、メガプラットフォーマーなどの協力を取り付けるなどの、システムチックな対応も進めているところ。官民を挙げて支えていかなければ、恐らくはたちごとこにいずれ負ける。そういう官民を挙げた対応が、ますます重要になると思う。

- 対策を取るにも、やはり最低限の法制度があるから取れるというところもある。違法でないものに対して強い対策というものはなかなか難しい。ガイドラインそのものに何か最低限の法制度を組み合わせることで実効性を高めるというような発想はあっていいのではないかとということで先ほどの47条の5についても申し上げた。
- 多くの委員、特に現場の委員の皆さんも含めて、海外事業者は守らないだろうという意見でほとんど一致していた。一方、例えば国内事業者で、育成したい、応援したいと思うような国内事業者で「robots.txt」も無視するというような動きの方は多いのか。感覚としては、国内の開発の現場は「robots.txt」などはかなり守っていて、問題なのはそれを無視する海外をはじめとする事業者では。海外事業者に国内法を適用できるかという個別の課題もあるが、いずれにしても「robots.txt」を無視するが育成したいと思うような国内事業者は果たして多いのか、という疑問も感じている。
- あくまで当社の事例にはなるが、日本の事業者はかなり真面目に守る傾向にある。今回の議論になる透明性みたいな話も恐らく、ちゃんとやってくださいと言われたら多分、弊社も守ってしまうほうだとは思う。
- 「robots.txt」も「C2PA」も、あくまで紳士協定みたいな仕組みにはなっているとは思っており、拘束力はないし、学習したものが世の中に出てこない限りは分からないというものが現実。少なくとも日本の事業者に関してはそういうルールについては守る傾向にはあると思う。
- 我々も守るタイプ。現在、自分たちでクロールするというよりも、コモンクロールなどを利活用して遵守している人が多いと思う。遵守しない人たちが出てきた場合に、データ量はそちらのほうが多くなってくるため、守っている人たちが不利益を被る状況になってしまう。しっかり遵守することで損をしていく仕組みになってしまうとルールが軽視され、おそらく統治できないことになるだろう。遵守する人や事業者が一番インセンティブを受けられるという仕組みをつくり続けたい限りは、守っているのが正直ばからしいみたいな話になってしまうのが問題。
- 前提として「robot.txt」は、検索クローラーに対してクロールの可否を指定するためのプロトコル。データの再学習の可否を示すために使われることがあると認識をしている人は少ないと思う。グローバルでもしっかりと厳守していると明言している事業者のほうが、少ない。そういった部分でも、何を遵守していくのか、逆にインセンティブみたいな設計等もセットで議論をしていくことが必要。
- 開発事業者のユニットと議論をすると、「robots.txt」をかなり真面目に扱おうとしている事業者もかなりいる。そのとき議論になるのが、実際のところ、「robots.txt」を無視した形で開発している事業者は存在し、特にそれが海外事業者であって、自分たちがつくっているモデルの学習をさせるための素材を集めるときに非常にネックになり始めているという点。AIのモデルの精度とか性能に直結するようになってきており、非常に悩みになっていると聞いた。

- 日本の事業者で守る方はかなり出てくると感じるが、逆に言えば、こういうようなものをほぼ無視する形でやるであろうと思われる海外事業者に日本が圧倒される状況というものが十分起こり得るなと感じている。
- 全体的に見て、ガイドラインについては、実効性という議論だと思う。日本の事業者は守ってしまうという表現であり、その分だけ損するのではないか。海外事業者がそこは対応しないということであれば、むしろ、そういう措置が適切なのか、そういう疑問が非常に強かった。
- ガイドラインについてはAI法の中での施策として考えられており、著作権違反として評価されるものについてはまた別だとは思いますが、やはり海外事業者が本当に遵守してくれるのか、逆に言うと、法的措置が実効的に行われる環境にあるのかというような指摘もあった。
- 事務局の話だと、EU 法の部分で準拠した企業は、日本においても準拠してくれるだろうという感触をお持ちだと思うが、その場合、EU 法が一番強く、その延長線上に、日本のガイドラインを置き、EU 法を守っていれば日本法も自動的に守られるみたいな話になると非常にいいと思っている。一部でも日本のガイドラインのほうが強い状況になってしまわないよう、その辺りの温度感を間違えないようにするといい。
- 知的財産保護のための措置について、いろいろな技術の採用に関する記載があるが、合理的で経済的に可能であり、ある程度標準化されている、という前提を書く必要があると思う。そうしないと、事業者に過大な負担となる。例えば、類似物の生成を防止する技術的措置と言っても、簡単なことではないので、技術的な観点だけではなくて、経済的にも、それから、合理的にもと、いろいろ条件がついていかないといけない。一般的に採用されているかどうかとか、そういうことをちゃんと入れ込んでいくことが必要。
- 海賊版サイトへのアクセスを回避するというのは、EUの実務規範にも入っているが、EUの場合は政府や、政府が準公認している団体が、海賊版サイトのリストを出していて、そのリストを参考にして、アクセス回避が実現されている。日本の場合、そういうリストを出さないままに、海賊版サイトを自分で判断して学習しないようにと言われると、負担が大きい。
- 個別に事業者のやれることやれないことをヒアリングしていかないといけない。ガイドラインに記載するということは、守らなければいけないとまでは書いていないが、配慮したほうがいいということになるから、事業者によっては、厳し過ぎると取られる方もいるのではないか。
- 一方で、権利者からすると、書いてあるのに守っていないというのは腑に落ちないということになるだろう。実現が難しいことが書いてあると、権利者さんにとって、期待をしたのに空振りになるわけで、それはそれでよくないと思うので、丁寧なヒアリングをして落とし込んでいくことが必要。

- EUの開示内容と統一するということがすごく重要。基本構想の中に世界で一番利活用ができるというところがあるので、EUよりもハードルを高くするのは、避けたい。EUの開示義務を満たせば日本も満たせるというような形でのハーモナイズがすごく重要。
- 事業者が書けるかどうかはまた別の話として、オープンな開発をしている立場からこれを書こうと思ったときに、何を求められているのか、よく分からないところがないよう、明確にすることが重要である。